

介護予防・生活支援サービス事業 が利用できる方

- ◆要支援1・2の方
- ◆基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された方

利用までの流れ

次のいずれかを満たす方

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方で右枠に該当しない方
- ③第2号被保険者(40~64歳)
- ④要支援1の区分支給限度額を超える方

更新時に要支援1・2の方でホームヘルプサービスやデイサービスのみを利用して、今後も同様のサービスを希望し、基本チェックリストの申請に同意する方(第2号被保険者と要支援1の区分支給限度額を超える方を除く。)

